

平成31年第3回海津市教育委員会議事録

平成31年3月7日（木）午後1時30分より第3回海津市教育委員会が海津市役所西館 2階 2-3会議室に招集され、会議を開催した。

会議の次第は次のとおりである。

1 本日の協議事項

(1) 議事録の承認

(2) 教育長の報告

(3) 継続協議事項

議案第86号 （平成28年）海津市内の園・小中学校の適正配置について

(4) 協議事項

議案第19号 海津市教育委員会安全衛生管理規程を廃止する訓令について

議案第20号 海津市立学校教職員安全衛生管理規程の制定について

議案第21号 海津市中学校運動部活動指針について

議案第22号 平成31年度海津市立小中学校教職員人事異動内申について

(5) 追加日程

議案第23号 いじめの重大事態に関する報告書について

2 その他

(1) 教育委員会後援事業3月申請分について

3 本日の会議に出席した教育長及び教育委員は次のとおりである。

中 野 昇 ・ 伊 藤 亮 一 ・ 森 圭 子 ・ 大 橋 利 ・
大 津 由 佳

4 本日の会議に欠席した委員は次のとおりである。

な し

5 本日の会議に説明者として出席した者は次のとおりである。

事務局長 伊 藤 一 人

教育総務課長 大 橋 隆 幸 学校教育課長 日 比 光 治

こども課長 渡 辺 昌 代 社会教育課長 大 倉 光 好

図書館担当課長 日 比 佳 克 歴史民俗資料館長 伊 藤 明

スポーツ課担当課長 後 藤 政 樹

学校給食センター所長 金 森 健 吉

6 本日の会議に書記として出席した者は次のとおりである。

教育総務課係長 池 戸 ゆ り

発言者	内 容
教育長	平成31年第3回海津市教育委員会の開催を午後1時30分に宣言する。 (1) 前回の議事録について承認を問う。
全委員	よろしい。
教育長	(2) 教育長の報告を行う。 質疑を問う。
森委員	教育長報告には直接関わらないが、今度の10連休の認定こども園や留守家庭教室の対応はどうなるのか。
こども課長	昨日、市内の全園長が集まる理事会があり諮ったところ、どの園も一時預かりはしないという回答であった。 職員の休日の確保が課題となり、平日の保育に影響を及ぼすとのことであった。
伊藤委員	保護者からの一時預かりの要望はないのか。休みを取れない保護者もいると思う。
こども課長	公立は、一部の園では1～2日は一時預かりを行う方向でいたが、私立が全て行わないということなので、それに合わせることにした。
教育長	再度、保護者の意見も踏まえた意見なのか、園長の意見だけなのか確認を取ることでどうか。 もう一点、近隣市町はどうするのか。留守家庭教室も同様に確認し、協議した決定事項は承認していただくことでよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	その他質疑を問う。質疑なしを確認する。 (3) 継続協議事項 議案第86号 (平成28年) 海津市内の園・小中学校の適正配置について説明を求める。
教育総務課長	前回の教育委員会、総合教育会議においてアンケート調査結果を報告させていただいた。その後、議会の全員協議会においてもアンケート調査結果を報告したことを報告する。
教育長	質疑を問う。質疑なしを確認する。 (3) 継続協議事項 議案第86号 (平成28年) 海津市内の園・小中学校の適正配置については継続協議としてよろしいか。

発言者	内 容
全委員	よろしい。
教育長	議案第 19 号 海津市教育委員会安全衛生管理規程を廃止する訓令について説明を求める。
教育総務課長	議案配布時点では、議案第 19 号において海津市教育委員会安全衛生管理規程を廃止して、議案第 20 号において新たに規程を制定するとしていたが、議案第 20 号の附則部分で海津市教育委員会安全衛生管理規程の廃止を記載することで、一度にできることが分かった。 よって、議案第 19 号については、欠番とさせていただきたい。
教育長	議案第 19 号 海津市教育委員会安全衛生管理規程を廃止する訓令について、先ほどの説明でよいか。
全委員	よろしい。
教育長	議案第 20 号 海津市立学校教職員安全衛生管理規程の制定について説明を求める。
教育総務課長	労働安全衛生法上、学校は一つの事業所であり、現在の海津市教育委員会安全衛生規程では、対象者が教育委員会事務局職員も含まれたものになっている。 今回、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行された。この法律に基づいて労働安全衛生法等も改正されている。内容は、産業医・産業保健機能の強化、労働者の健康管理の強化、労働者の労働時間の状況を把握することが明記された。 今回制定する海津市立学校教職員安全衛生管理規程では、教職員だけを対象とし、新たに制定するものである。 規程の内容としては、ストレスチェックの実施と面接指導が強化されたことに伴い明文化し、労働安全衛生法に基づいたものと海津市独自のものを規定している。 施行は、平成 31 年 4 月 1 日からで、旧の規程は廃止となる。
教育長	ストレスチェックの話が出たが、ポイントのみ説明願う。
教育総務係長	今年度のストレスチェックの対象者は 231 人で、受験者が 202 人であった。受験率が 87.4%、高ストレス者は 15 人で、7.4%であった。分析結果の所見では、特に特出した傾向はなかった。
教育長	2 月の 80 時間以上勤務した人はいたか。
学校教育課長	小学校で 1 人あった。11 月は、研究発表会等があったため、小中学校で多く見られた。

発言者	内 容
教育長	質疑を問う。質疑なしを確認する。 議案第20号 海津市立学校教職員安全衛生管理規程の制定について承認してよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	議案第21号 海津市中学校運動部活動指針について説明を求める。
学校教育課長	文部科学省が1年前にガイドラインを全国に示し、それを受け市及び中学校においても制定することとされていた。 各3中学校に内容を検討していただいた上で作成したものである。 内容は、国が示しているものに沿う形で、1ページの「運動部活動が生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえ、生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して、参加の効果を一層高めるための運営を行う。」ことが求められている。 (1) 学校の地域性や特色を生かした部の設置等について、例を示しているが、実際市内各中学校では、生徒の人数に応じて運営等見直しをしている状況である。 2ページの管理について、一番問題になっていたのがやり過ぎること。生徒の傷害事故等が発生していることについても課題があるということで、バランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるよう活動時間や休養日の定義がある。 3ページの指導の連携について、「生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動、保護者等が運営するクラブの役割を明確にした上で、必要に応じた連携を図り、学校や地域の実態に応じた適切な指導体制を整備する。」と示している。 現在、各部活動については、学校毎に社会人コーチと言われる方を委嘱等している。 4ページについて、配慮事項が示してある。体罰の根絶、指導者の資質向上等である。文化系部活動との関連では、先日、文化庁が指針を示している。国が指針を示した経緯としては、文化部の中でも吹奏楽部のような運動部並みの活動する部に対してということで、海津市ではそのような文化系の部活動はないが関連として示してある。

発言者	内 容
	これに基づいて、各中学校も４月から指針を制定して進めていく予定である。
教育長	先ほど説明でもあったが、平日５日間のうち１日は休養、土日どちらかのうち１日は休養するという、一週間のうち２日間は休養する指針である。 質疑を問う。
伊藤委員	２ページの（４）生徒の健康管理について、先日の東京シティマラソンを観ていて思ったが、冬の低体温症のことも追加してはどうか。
学校教育課長	「・一つ目にあるように、疲労状況や精神状況を把握しながら指導する。」とあるように、気温が低いときや雨の中での活動も含まれるのではないかと思われる。今年の夏は特に暑く、熱中症を懸念し、気温を測り、水泳も中止となった。・二つ目については、あえて示してあるので、ご理解いただきたい。
教育長	伊藤委員が言われたことについては、・一つ目に含まれるということをお願いしたい。
伊藤委員	わかりました。
教育長	その他質疑を問う。
大橋委員	３ページの（１）運動部活動と保護者が運営するクラブの役割のところで、スポーツ少年団の指導者もクラブに携わっているのか。学校以外の指導者がどういうふうにすみ分けされているのか。
教育長	簡単に説明すると、教師が指導している時間が部活動で、教師でない社会人コーチが指導している時間をクラブという。
学校教育課長	運動部活動は、教育活動の一環として位置付いている。それには顧問の先生が必ずみえて、学校を通じて組織されている集団である。そこに外部指導者がみえることもある。一方で、クラブというのは、部活動とは別にほぼ同じメンバーを母体としつつ保護者や地域の指導者を核と組織されている団体という位置付けになっている。外部指導者としては同じものであるので、その意味では連携をとるということで、（３）クラブ活動との連携を示してある。 城南中学校が部活動としての組織とほぼ同じ競技の同じメンバーのクラブ活動が揃っている状態である。
教育長	クラブ活動で会費を徴収し、保険も加入している。

発言者	内 容
学校教育課長	部活動のコーチとして指導してもらう方については、謝金の予算も組んである。
大津委員	顧問と外部コーチとの指導方法等はどうしているか。トラブルがないか。
教育長	中学校には連携を取ってやるように指導はしている。学校の先生は、自分が経験のないスポーツでも指導はしないといけない。
学校教育課長	今までもある程度一体になってやってきているところがある。無下に切り離すことは難しいと思う。 今回のガイドラインそのものは、部活動のガイドラインという言い方をしているので、「部活動の形はこのようにしていきましょう」と示されたものになっている。その部活動とほぼ同じようなスポーツ少年団的なクラブ活動があるので、連携をしっかりとってトラブルがないようにということで、部活動側に対するガイドラインとなる。
森委員	クラブの指導者にも役割を理解していただくのですね。
学校教育課長	学校は、教育委員会が示したものを受け、制定するので周知していく必要がある。
教育長	クラブ保護者会が年２回開かれるので、そちらで周知していくと思われる。 その他質疑を問う。質疑なしを確認する。 議案第２１号 海津市中学校運動部活動指針について承認してよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	議案第２２号 平成３１年度海津市立小中学校教職員人事異動内申について 追加日程 議案第２３号 いじめの重大事態に関する報告書について秘密会で開催しますので、関係者以外は退席をお願いします。
	<教育長、教育委員、事務局長、学校教育課長を残して退席> <午後２時３０分～午後２時５０分 秘密会>
教育長	以上、本日の協議事項をすべて終了しましたので閉会する。
	【午後２時５０分終了】